



職場の皆さままでご回覧ください！

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様に治療等にかかった医療費についてご確認頂き、健康や医療への関心を深めていただくため、年に一回「医療費のお知らせ」を発行しています。

お知らせ内容

令和元年10月～令和2年9月に受診した医療機関、医療費の総額等（お知らせには被保険者および扶養家族の情報が記載されています。）

※医療機関からの請求の都合上、記載がない場合や上記期間以外の受診が記載される場合がございます。

送付時期・送付先

令和3年1月中旬から下旬にかけて「医療費のお知らせ」を事業所様へお届けします。

届きましたら事業主様は加入者ご本人へ開封せずにお渡しいただきますようお願いいたします。

※退職等でお渡しできない場合は、お手数ですが、同封されている返信用封筒にてご返送ください。

医療費控除に活用する場合

医療費のお知らせは医療費控除の申告手続きに活用することができます。医療費控除に活用する場合、令和2年1月診療分～9月診療分については、医療費通知に基づき、また、令和2年10月診療分～12月診療分については、医療機関等からの領収書に基づき、医療費控除の明細書を作成したうえで、医療費通知とあわせて申告書に添付してください。



医療費控除(確定申告)に係る詳細については
税務署へお問い合わせください。
または国税庁のホームページをご確認ください。



12月22日は「ジェネリック医薬品の日」です

1997年12月22日に厚生省（当時）が「後発医薬品の生物学的同等性試験※のガイドライン」を示しました。

※生物学的同等性試験とは、新薬と同じ速さ、同じ量の有効成分が体内に吸収されるかを比較する試験のことです。

このガイドラインにより、ジェネリック医薬品（＝後発医薬品）の科学的概念の有効性が幅広く認知されました。

この日をきっかけにして、ジェネリック医薬品を正しく理解いただき、ジェネリック医薬品の使用促進のご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品に関することは、協会けんぽホームページをご覧ください。



健診後の保健指導をご利用ください

協会けんぽでは、健康診断の結果から、生活習慣病のリスクが認められた方に対し、保健師・管理栄養士による保健指導を**無料**で行っています。ぜひ、この機会にご活用ください！（被扶養者様は一部有料の場合があります）

保健指導って何??

保健指導の目的は食事・運動などの生活習慣を見直すことにより、将来の病気を未然に防ぐことです。

そのためにもまず、保健師・管理栄養士と一緒に生活習慣を振り返ります。そして、生活習慣を改善するために食事や運動等の目標を設定し、目標を達成できるように、保健師・管理栄養士がサポートします。

協会けんぽ長崎支部のホームページに保健指導の動画も掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

保健指導説明動画について

協会けんぽ長崎支部
ホームページ広報ページから

協会けんぽ長崎 検索

→テレビCM・動画
→健診等にかかるテレビCM・動画
→特定保健指導ってなんね？
よりご覧ください。

支部職員の吹替で保健指導の
説明を行っています。



保健指導実施の流れ

健診後、事業所様に保健指導の対象者の名簿を送付いたします。実施の流れは以下のとおりです。



- ① **面談セッティング**：事業所様と協会担当者で面談日時を調整します。
- ② **初回面談**：保健師・管理栄養士が事業所様へ訪問し、個別に20分程度の面談を実施します。
- ③ **継続的なサポート**：面談後、生活習慣の改善に向けて継続的にサポートします。

特定保健指導は、健診機関で健診当日に行う方法やICT(テレビ電話等)を用いて行う方法もあります。ご自身が受けやすい方法でご利用をお願いします。

年末年始の営業時間について

年末年始の営業につきましては、以下のとおりです。



年末：令和2年12月28日(月曜日) 午後5時15分まで
年始：令和3年1月4日(月曜日) 午前8時30分から

年末年始は窓口が大変混雑することが予想されます。申請・届出等はお早めにお願いたします。なお、申請書はすべて郵送にてご提出が可能です。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願いたします。

